

第二回參議院文化委員會會議錄第三号

て、一般の休日の關係が可なり法律的な意味を持つようになつて參つたのであります。それは労働基準法の第三十五條に、「使用者は、労働者に對して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならぬ」という規定があります。これは常識的には日曜は休むということでありましたが毎週少くとも一回ということで、必ずしも日曜とは限定してゐないものであります。他の休日をもつてこれに代へることも差支ない。それから同じ労働基準法の第三十七條に、今の休日の規定を受けて、休日に労働させた場合には、その日の労働については通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃

金を支拂わなければならないという規定に相成つております。これを假に祝祭日即休日の、或いは少くともその一部分は休日だということが法律で許されまうとすると、この労働基準法の規定によつての休日に相成つて、法律的にそうなるつてしまふということも解されるのであります。日曜の休日と普通の休日とをどう綴り混ざるかという點であります。尙労働基準法には今一つ八十九條に、休日に關しまして八十九條の規定がございまして、基準法の八十九條に、常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について、就業規則を作成しなければならぬという就業規則の規定があるのであります。就業規則の中には休日に関する事項を定めるといふことに相成つております。従つてこの規定と、先程讀みました三十五條なり、或いは三十七條と關連をいたしまして、この労働者につきまして就業規則で休日を決める。その休日を受けて、少くとも毎週一回以上、それからその休日に働いた場合には割増賃金、こういうことになりなつておるのであります。これが帝國憲法時代のさうな制度のなかつた時分と相當趣きを異にして参るのではありません。さうな點から考へまして、むしろ休日は、官廳でありますれば官廳の内部の規則、又その他一般民間につきましては、この労働基準法の就業規則で決めるという形を採ることの方が適切じやないだらうか。祝祭日につきましては、宣言的に祝祭日ということを決めるといふに止めた方が宜しいのじやないかという感じもいたすのであります。併しこれは非常に重要な點であります。又一概にそう申さん

で、祝祭日をお決りになる、一部分は國民的な休日にするという行き方、これはあるだらうと思はれるのであります。その邊の實態を委員會で御検討願ひまして、その結果に基いてこれを法制化するということに相成らうかと思ふのであります。これが第三番目の點であります。

それから第四番目の點は、祝祭日の内容としての一種の行事、その他の催しと申しますか、かような點につきまして法制化の場合に如何に考へられるか。先程申しましたさうな宣言的な規定ということに相成りますれば、むしろ固よりさういふ點につきまして細かく立入るといふことは、法律としても適當じやないという點もあらうかと思はれるのであります。併しながら又お考へによりましては、これも全部の祝祭日でなくとも、或る特定の祝祭日につきましては、なんらか法制的に規定をするということも考へられると思はれるのであります。さうした點は法律で拘束することは適當じやないの、この問題は飽くまでも、單に宣言的に祝祭日を決めるだけに止めようという御意見も尊重せらるべきだと思はれますが、この行事、その他の點につきましては、一應の御論議が願ひたいと思ふのであります。それが第四番目であります。

それから第五番目に、かようなことを盛り込みましての法律の形式の問題であります。以上のことから決まつて参りますれば、自然に法律の形式が固まつて参るのであります。ただ併しながらこの事柄の性質上、この制度の法律化につきましては、多少従来の法律の形を離れた一種自由闊達な形式をお

用いになるというさうな御意見もあらうかと思はれるのであります。又さうなことも望ましいことであらうとも思はれます。さうな點につきまして法律の形式を如何にするかという點につきましては、皆さん方の間に御研究が願ひたいのであります。少くとも従来の勅令に現れておられますように、左の通りの祝祭日を決めるといふ素つ氣ない言い方じやなくして、例へば法律の前文なり、或いは第一條に、祝祭日を決めるにつきましての氣持を規定をいたして行くというさうな模式もあり得ると思はれるのであります。併しこれもさういふ色彩をむしろ残さん方が宜しいという意見もあり得るかと思はれます。この法律の形式をどういふふうにするかという點についての御検討を願ひたい點が一つであります。

それから最後に第六番目に、以上のさうな恰好で法律を編めるといたしますれば、或いはその點におきまして、皆様の御審議の結果が、法律の法案の形で現れる上においては、非常な物足らん點があらうと思はれます。斯様な意圖を以てやつたに拘らず、法律の形式は比較的簡素な形式だつたというさうな場合に、左様な點を補つて行く方法を考へて置く必要があるのではないかと申します。何か法律を議決されまう際に、一種の決議案と申しますか、これは性質上各議院別個の決議案では政治的の意味が薄いの、その兩院一致した決議案が宜しいと思ひます。その決議案の中に今申しましたさうな法律の形式に現らすには不十分であつたと思ふところの皆様の御氣持を表現して頂いて、これによ

つて國民に懸えてゆくという行き方も一つあらうと思ひます。もつと内輪の形といたしますれば、例へば委員會における審査報告の中に、左様な點を盛り込むというさうな内輪の行き方もあらうかと思ひます。これらの點を、こゝうした種類の法制化の性質上併せてお考へ願ひたいと思ひます。

以上の點は極めて常識的なことでありまして恐縮であります。併し恐らく法制化の問題につきましては、それ以上の複雑なこともなかると思ひます。又以上申し上げました點だけでも、可なり幅のある問題であり、御検討の次第によりましては、なか／＼厄介な點も出て来ると思ひます。以上各事項につきまして御研究を願ひまして、その結果を法律にしたいと、こゝういふ恰好で進むことになることがよくはないかと思ひます。委員長からのお話でありますので、御参考になるかどうか。一應以上の通りでございまして。

○委員長(山本勇造君) 只今法制部長から細かな御説明がございしましたが、その中でも特に今度の問題を宣言の形で出すか、法律の形で出すか、これは非常な大きな問題であると存じます。又宣言の形ならばどういふふうになるか、法律ならばどういふふうになるかという点について、いろいろ御質問があるのだと思ひますが、御遠慮なく法制部長が見えておられますから御質問を願ひたいと思ひます。

○參事(川上和吉君) ちよつと今の委員長のお話で、或いは私の申し上げたのが徹底しなかつたかと存じますが、私の申し上げたのは、形はやはり法律であらうと思ひます。

○參事(川上和吉君) はい。中味は……法律というものは、いわゆる以前の方で言へば、何等かの權利を設定するから、或いは義務を課するといふことが法律であるに對して、この法律は別に權利義務を發生させるものではない。中味は宣言的のものである。法律的形式ではあるけれども、中味が宣言的のものであるか、或いは何等かの義務、労働基準法において必ず休日になければならぬというさうな拘束的のものにするかといふさうな意味で、御検討を願ひたいという意味において申し上げたのであります。

○委員長(山本勇造君) 分りました。今のさうな次第でありますから、いろいろ疑問もあると思ひますが、丁度法制部長がお出でありますから、一つ御遠慮なく御質問を願ひたいと思ひます。

さうすると宣言の形とするとしても、やはり第一條何々、第二條何々となつて来るのですか。

○參事(川上和吉君) その通りで結構でございます。ただこの法律が特別の義務を伴ふといふことだけを申し上げた意味であります。

○三島通陽君 法制部長に伺ひたいのですけれども、拘束的な法律的内容を持つたといふは、何かサセクションのようなものが含まれた法律といふようなものが今までに例がありませんでしようか。どうでしようか。

○參事(川上和吉君) これは例へば教育基本法ですが、これも必ずしもそれ自體拘束と申しますか、それ自體義務を發生してない。一般的にこれは廣い意味では義務と言へば義務かも知れませんが、或る意味においては宣言

廣い意味では義務と言へば義務かも知れませんが、或る意味においては宣言

すが、今の國會でそのまゝ一致されることが、そのまゝ後まで續いてよろしいかどうかというような内容的な問題があるので、皆さんの御意見さえ一致すれば、さようなものでも一向是支へ

それはなんですか。勅令が何かで出てくるのですか。

休暇左ノ通被定候事」というのがその

ら、その點との説み合せも附けまゝで、この年末年始の休みみたいなものは、外國にこゝういふ例が僕はあまりないのじやないかと思われるのですが、いさういさう上からもこの方をこつちの井

○岩本月洲君 今の法律の形の宣言は

○参事(川上和吉君)　ちよつと研究不十分で、その邊あまりはつきり分つていないようでございます。アメリカは御承知のように州で決めておるようでございますが、中味はちよつと承知い

ことをやるかということですが、

各州で以て別になつております。ただこの點、これも文獻に當つて調べたこととはございませんけれども、私がおりましたときの感じでは、休日というものは、これは度々申上げましたよう

で、
はつきりした州の法律として

出しておるところはないのじやないか
と申すのでございます。それからその
他の祭日でございます。むしろ日本
で言いますと、お彼岸とか、お盆に當
るような年中行事は、確かに休みに、
リール、ホリデーになつていないと
思います。ですから、大體は學校など
でも、例えばメーデー、これは労働祭
の意味のメーデーでなく、お祭りの
メーデー、そういうようなときには、
みんな夕方とか、學校で申しますと午
後の授業を休んでやる、それから夜や
るとかいうようになつております。そ
ういうふうになつてゐるに思いま
す。全體としてやはり宣言的なものじ
やないかと考へるのでありますが、な
おこの點に關しましてはこの次の委員
會までに調査して御報告申上げること
にいたします。

○久松定武君 今のお話をアメリカの
例で言いますと、ナショナル・ホリ
デーでも全體休むということには限つ
ていないように私思ふのであります。
例えばリンカーンの日でも南部は休ま
ない、北部は休むとか、非常にそうい
う點は自由のうちに私は思ひます。そ
れから學校は休んでも銀行は休まない
ということが多いに思ひます。そ
れで私この際によつと私の知つてお
ります英國人に三、四回會ひまして、ホ
リデーのことについていろいろ聞いた
のであります。その際に申しますもの
には、どうも今まで新聞で見えてお
ると、日本の今度の問題は、休日と祭日
というのを混同してはいやしないかとい
うことを非常に言うのであります。そ
れは一般の外人がそう見ますか、それ
は分りませんが、今後の、將來こ
れを決めて行くという點については考

慮すべきことだと私は考へるのであり
ます。さつきのお話が出ましたよう
に、日曜日というのが休日として徹底
して休むというのが歐米の習慣であり
ます。日本は多少その習慣が異つてお
るために、休日が必要しも日曜でない
というふうな例もありますが、非常に
外人の見た目から見ると、日本の休日
が全體に多いように思ふというものを
非常に言つております。この點多少今
後關係筋との交渉においても御参考に
なると思ひまして申上げます。

○委員長(山本眞澄君) その點は、す
でに今までやりました委員會におきま
して、既存の考へ方として、休日とい
うものと祝祭日というものは分りき
り分けて考へて立てておりますから、大
體その線で行つてゐると思ひます。外
にどなたか……。なおちよつとお尋ね
いたしますが、日曜は休みだと言いま
すが、土曜日はどうなつております
か、むしろ日曜は休んで教會に行く日
になつて、土曜日を休んでゐるとい
うことはありませんか。

うしてもその日は家にいて、或いはド
ライヴ以外にすることがないような状
態であります。イギリスなどでも、ロ
ンドンでは日曜日には劇場は全部閉鎖
いたします。レストランも閉めてお
るのは少なうございまして、どうして
もその日は一日家にいてゆつくり休ま
なくちやならん。日本のように、日曜
日には遊び廻るような仕組みになつて
いないと思ひます。その點で日本の日
曜日の觀念とは、觀念が違ふように思
われます。日本では日曜日は遊んで精
力を使うようになつておられますけれ
ども、向うでは本當の安息日になつてお
ります。その點も考慮に入れて、休日
と祝祭日の關係を考へて行かなければ
ならんのではないかと申つておしま
す。

○久松定武君 それからさつき三島さ
んからお話のバンク・ホリデー、あれ
は英國で休む日は三日しかない。ウェ
ルズとイングランドは大體習慣が同
じ、スコットランド、アイルランドは
全然違つておるらしい。

そういうふうなことは考へられるもの
でございましょうか。
○参事(川上和吉君) 只今お尋ねの點
は、むしろ必ずしも法律でやる必要は
ないわけでありまして。ただ先程も申し
ましたように、權利義務をつけたいも
のでも法律でやつても差支はないとい
うことは申せると思ひますが、法律で
やらなければならんか、外の形式では
いかんかと仰せられると、これは法律
でなくともいいというところは言える
と思ひます。ただそれは法律以外にど
ういふ形式が考へられるかということに
なりまして、國會の意思と申します
か、國民的全體の意思を表示するの
に、國會の意思を表示するには、決議
の方法というのの一つの方法でありま
すが、併しどうもやはり國民の祝祭日
を決めるというのに、決議ということ
だけではどうもやはり物足りんじやな
いか。やはり國會が決めて國民全體が
義務は伴わなくても決めたという形を
る以上は、法律という形式によられる
方が適當じやないか、國會で決められ
る場合には必ずしも法律じやなくても
宜しいが、法律という形式が適當じや
ないか、こういう點が考へられるので
あります。併し必ずしも法律じやなく
ても無難らしいのであります。今そ
の他には、決議じや工合が悪いし、ち
よつと適當な方法が考へられないの
で、恐らく法律に落ち著くじやない
かと、こういう意味にお考へになつて
頂きたいと思ふのであります。

○委員長(山本眞澄君) なにかその他
に御質問ございせんか。
○赤松常子君 そうすると、この休日
との關係や、或いは行事の問題、或い
はその祝祭日の意義でございましてね。

そういうふうなものも同時的になにか
盛り込むだけのものが必要なのでござ
いまして、それはどう扱いますのです
か。
○参事(川上和吉君) 法律の内容には
東緯はないのでありますから、又先程
も申しましたように、從來の法律様式
というのに必ずしもこだわらずに、相
當自由潤達にお考へ願つてもよいと思
うのであります。そういう點から申し
ますと、若し必要なら行事等について
と思ひますが、併し恐らく御検討にな
りますれば、行事まで法律に書くこと
は非常にぎこちなくなつて適當じやな
いというふうな結論になりはせんだろ
うか、それはまあその祝祭日の意義に
ついては同様であります。併し或い
はこれは非常に獨斷であります。意
義の程度であれば比較的簡單な形で書
き表せるのじやないか、従つてその
邊はこの委員會でどうお決めになるか
によつて如何ようにもなり得ること
で、ただ結論を早く出しますれば、恐
らく行事まで行くのは非常に複雑にな
るし、意味を簡單に書き表わす程度な
ら考へられるのじやないだらうか、併
しこの委員會の御決定によつてもつと
書けとおつしやるならば書かんこと
もありませんが、その邊或いはお答
は甚だ不徹底かも知れませんが、御参
考までに申上げます。

○委員長(山本眞澄君) 高田さん、あ
なたは法科出身だから一つこういう問
題を突つ込んで下さい。
○高田寛君 大體今までの法制部長の
お話で見當は付いておるうちに思ふの
ですが、結局國會で決めるには赤松さ
んの御質問もありましたが、法律以外

ない、北部は休むとか、非常にそうい
う點は自由のうちに私は思ひます。そ
れから學校は休んでも銀行は休まない
ということが多いに思ひます。そ
れで私この際によつと私の知つてお
ります英國人に三、四回會ひまして、ホ
リデーのことについていろいろ聞いた
のであります。その際に申しますもの
には、どうも今まで新聞で見えてお
ると、日本の今度の問題は、休日と祭日
というのを混同してはいやしないかとい
うことを非常に言うのであります。そ
れは一般の外人がそう見ますか、それ
は分りませんが、今後の、將來こ
れを決めて行くという點については考

○久松定武君 半ドンでございま
すね。商店街も半ドン、休むところが多
いんですね。
○参事(岩村忍君) 今のも、所
によつて違ふと思ふのでございませ
れども、學校は完全に土曜、日曜は休
みでございまして。學校以外、所によ
つて違ふのでございまして、大體今仰
しやいましたように、土曜日も休み、
日曜日は全部休み、アメリカなども
宗教の派によりまして非常に違つてお
りますので、例えば割合に中部のパ
チストなどの盛んなコーン・ベルト
の地帯になりますと、日曜日は全然レ
ストランも、劇場も全部しまつて、ど

○赤松常子君 先程お話の中に、法律
とはするけれども、その中の内容の形
式をどういふ形式にするかというこ
を仰つしやつておられますのでござい
ますけれども、なんでございませう
か。こういう權利義務を含まない問題
に對しては、法律という形をむしろ取
らない方がいいのではないかと申すの
でございまして。その後の御説明では
り法律は形式化する、勢い單純化され
てその意味が十分に盛り込まれない虞
れがあると思つしやつておられますし、
そういうふうなところから、法律の形
を取るというのを私はむしろ避けた
方がいいのではないと思ひますが、

○赤松常子君 そうすると、この休日
との關係や、或いは行事の問題、或い
はその祝祭日の意義でございましてね。

○赤松常子君 そうすると、この休日
との關係や、或いは行事の問題、或い
はその祝祭日の意義でございましてね。

は分りませんが、今後の、將來この地帯になりますと、日曜日は全然レをを決めて行くという點については考

ストランも、劇場も全部しまつて、ど

を取るということをお私にむしる避けた方がいいたくないかと思ひますが、

との關係や、或いは行事の問題、或いはその祝祭日の意義でございませぬ。

ですが、結局國會で決めるには赤松さんの御質問もありましたが、法律以外

になんか作ること考えられないか、

この點をやはり考えるのですが、これは國民一般にこれを廣く知らせるという

式を採るのが一番よいと結論として

點と祝祭日という日、これは初めのお

が宜しいと思ひます。ちよつ私選れて

告が生きておるわけですね。

○参事(川上和吉君) 現在は祝祭日を

休日にするのは、昭和二年の勅令にな

○高田寛君 その勅令というのはただ

○参事(川上和吉君) その點はどうい

勅令の中味が非常に簡單で、「左ノ祭

す。おそろく形式的に太政官布告を沿

うに官廳に對する訓令の規定だと見

令でこの形式を採つた以上は、必ずし

も官廳の休日だけとはいわないで、も

う少し廣く休日であることを宣言した

ういふに解釋していいか、ちよつ

とあまりはつきりいたしません。併し

沿革的にいへばお話のように主として

官廳に對する休日、こう考へて宜しい

と思ひます。しかし官廳の休日を全部

そこで取上げるのではなく、年末、年始、

は分りませんが、今後の、將來この地帯になりますと、日曜日は全然レをを決めて行くという點については考

ストランも、劇場も全部しまつて、ど

を取るということをお私にむしる避けた方がいいたくないかと思ひますが、

との關係や、或いは行事の問題、或いはその祝祭日の意義でございませぬ。

ですが、結局國會で決めるには赤松さんの御質問もありましたが、法律以外

ころは徹底しておりません。そういつ

たことに拘泥しないでお考へになつて

宜しいのではないかと思ひます。

○高田寛君 これは休日の點になると

非常によつて、これは私の今までの

解釋では休日というのには官廳だけと思

つておりましたが、成る程今法制部長

が太政官布告を讀まれたのは、「休

日トス」と言い放したつておつて、

勅令で一般に効果を及ぼすようにも解

釋されるのですが、しかし現在一般に

休まなければならぬというように義務

付けておるわけでもなく、これは各

職場々々の會社なり、それから工場な

り、そういう所で、その日に仕事をや

つておるところも現にあるわけでは

この點は休日とするしないの問題は、

從來の日本のやり方はどうも一般國民

に休日にするとはつきり言つたように

は徹底してないが、これは餘程これ

からの研究問題だらうと思ひます。殊

に又さつき法制部長から御説明があり

した労働基準法の關係が、これから

特に重大な影響を及ぼすことになるだ

らうと思ひます。結局法制部長のお話

のように祝祭日というものを法律で決

める。それから休日といううなもの

も結局法律で決めることがいいかどう

か、はつきり方針を検討した上で決

るならば、法律で決めた方が宜か

う、こういう御説明なのですか、その

點をもう一度伺ひます。

○参事(川上和吉君) これは今高田さ

んのお話のように御検討を願う問題で

ありますが、私の意見をこの席で御参

考に申しますれば、今の考へとして

は、むしろ休日といふことに觸れられ

ぬ方がいいのではないか。單に祝祭日

といふことだけを定められる。で、休

参議院事務局側

参事(法制部長) 川上 和吉君
専門調査員 岩村 忍君

出席者は左の通り。

理事

委員

金子 洋文君

久松 定武君

赤松 電子君

梅津 錦一君

徳川 頼貞君

大隈 信幸君

藤森 眞治君

岩本 月洲君

高田 寛君

服部 敦一君

三島 通陽君

昭和二十三年六月十六日印刷

昭和二十三年六月十七日発行

参議院事務局

刷印者 刷印局